# 油圧ショベル

# 油圧ショベルの用途外使用について

# ■クレーン作業は禁止

クレーン機能を備えていない油圧ショベルで吊り作業を 行うと機械の転倒や荷の落下事故などを起こす危険が ありますので、クレーン作業はしないでください。

# ■油圧ショベルによる吊り荷作業

(労働安全衛生規則第164条)

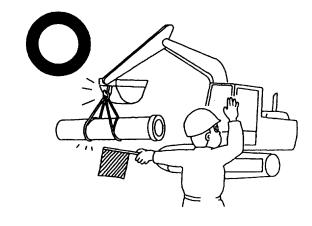
クレーン作業は禁止されていますが、次の吊り荷作業は 認められています。この場合、吊り上げ用の金具を有す ること、合図を行う者を配置するなどの規則を守ってく ださい。

●作業の性質上やむを得ないとき、または安全な作業の <u>遂行上必要なとき</u>であって、作業装置に装着されたフックなどの吊り上げ用の金具を用いて、荷の吊り上げ を行う場合。

吊り上げることのできる最大荷重は、

バケットの平積容量(m³)×1.8トン未満かつ、1トン未満。

●地山の掘削作業に伴う土止め支保工の組立又は解体作業において、土止め支保工の部材の吊り上げ、打ち込み又は引き抜きの作業を行うときで、作業者に危険を及ぼす恐れのない場合。



# 油 圧 ショベル

アタッチ メント類

整地・運搬・ 積込・転圧 機械

コ ン プ レッサー・ エア工具

発電機・ ウェルダー

ポンプ類

バ イ ブ レーター類

小型機械・ エ 具 類

車両・ 高 所 作業車

クレーン

ハウス・ トイレ・ 備 品

資材類

資 料

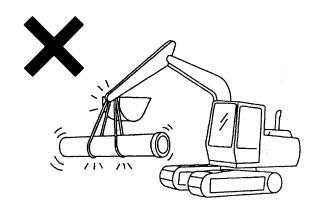
荷の吊り上げ作業は次の安全事項を守ってください。

〈労働安全衛生規則164条の注意事項〉

- ●荷の吊り上げ作業の合図を決め、合図者を指名し、そ の人に合図を行わせる。
- ●平坦な場所で作業を行う。
- ●吊り上げた荷の落下や接触する危険な箇所に人を立ち 入らせない。
- ●規程以上の荷を吊り上げない。
- ●吊り具のワイヤロープ、チェーンは十分な強度を有し、 型崩れや腐食がないものを使用する。

〈労働安全衛生規則164条以外の注意事項〉

- ●急激な吊り上げ・吊り荷時の急旋回の禁止。
- ●荷の横引き、斜め吊り、引き込みの禁止。
- ●吊り荷走行作業は慎重に行ってください。
- ●荷を吊ったまま運転席を離れないでください。
- ●吊り上げ作業時のブームスイングは行わないでくださ い。



(一般社団法人日本建設機械工業会発行『安全マニュアル』より抜粋)